

加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方に関する審議結果 （案）についての意見・情報の募集について

1. 実施期間 平成 29 年 3 月 8 日～平成 29 年 4 月 6 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 4 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要*	食品安全委員会の回答
1	許可しないでください。体内では複合されます。日本は世界一の食品添加物の国です。	<p>（1 及び 2 への回答）</p> <p>「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成 22 年 5 月 27 日）の第 1 章 第 4 「添加物の食品健康影響評価に際しての考え方」において、「添加物を複数摂取した場合の有害な影響については、食品安全委員会の平成 18 年度食品安全確保総合調査「食品添加物の複合影響に関する情報収集調査」報告書に基づき、個々の添加物の評価を十分に行うことで、添加物の複合摂取による影響についても実質的な安全性を十分確保することが可能と考えられる。ただし、添加物を複数摂取した場合のリスクに関する知見がある場合は、必要に応じて評価を行う。」としています。</p>
2	食品添加物をこれ以上許可しないでください。体内では複合されます。	
3	<p>1. 案で使われる加工助剤の定義は食品の安全性に関する用語集から取られているが、FAOの定義を採用するべきである。</p> <p>2. 案では加工助剤についての評価について留意すべき点が述べられている。しかし国際的には添加物と加工助剤については違うカテゴリーとして評価が行われ異なる資料が求められているが、その点については考慮されていない。より科学的でかつ迅速な評価を行うにあたり、日本以外の国際的に用いられている方法の採用も考慮されるべきである。</p> <p>3. 本件は食の安全の見地から重要な</p>	<p>（3 及び 4 への回答）</p> <p>（1. について）</p> <p>本案で対象とする加工助剤の範囲については、「食品の安全性に関する用語集」を基に示していますが、FAO/WHO が対象とする加工助剤の範囲とも整合しているものと考えています。</p> <p>（2. について）</p> <p>本案は、p1 に記載のとおり、加工助剤のうち殺菌料及び抽出溶媒を対象とし、それぞれの国際的評価方法を基に取りまとめられたものであり、国際的に用いられている評価方法と整合しているものと考えています。</p>

	<p>案件であり、直接的ではないかもしれないが、間接的に起こる貿易上の影響を鑑みると、速やかにWTO SPS 通報を行なうべきである。</p>	<p>(3. について)</p> <p>SPS 協定においては、加盟国は、衛生植物検疫措置のうち提案された衛生植物検疫上の規制 (sanitary or phytosanitary regulation) について、国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しない場合又は当該提案された規制の内容が国際的な基準、指針若しくは勧告の内容と実質的に同一でない場合において、当該規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、当該規制について事務局を通じて他の加盟国に通報することとされています。</p> <p>本件はこれまで実施してきた食品健康影響評価の考え方の明確化を図るものであり、これまでの運用を新たに見直すものではないことから、WTO SPS 通報は不要であると考えています。</p>
4	<p>1. 案の中で使われる加工助剤の定義は食品の安全性に関する用語集から取られているが、Codex の定義が使われるべきであり、それに沿ったものが対象とされるべきである。</p> <p>2. 案では加工助剤についての評価について留意すべき点が述べられている。しかし国際的には添加物と加工助剤については違うカテゴリーとして評価が行われ異なる資料が求められているが、その点については考慮されていない。より科学的でかつ迅速な評価を行うにあたり、日本以外の国や国際的に用いられてる方法の採用も考慮されるべきである。</p> <p>3. 本件は食の安全の見地から重要な案件であり、直接的ではないかもしれないが、間接的に起こる貿易上の影響を鑑みると、速やかにWTO SPS 通報を行なうべきである。</p>	<p>SPS 協定においては、加盟国は、衛生植物検疫措置のうち提案された衛生植物検疫上の規制 (sanitary or phytosanitary regulation) について、国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しない場合又は当該提案された規制の内容が国際的な基準、指針若しくは勧告の内容と実質的に同一でない場合において、当該規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、当該規制について事務局を通じて他の加盟国に通報することとされています。</p> <p>本件はこれまで実施してきた食品健康影響評価の考え方の明確化を図るものであり、これまでの運用を新たに見直すものではないことから、WTO SPS 通報は不要であると考えています。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。